

## 第3回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会（議事録要旨）

### 委員会の目的

下関市の住民自治によるまちづくりの推進を目的に、第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画策定に関する事項について、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行うための場として開催するもの。

- ◎日 時 令和元年12月19日（木）10:00～12:00
- ◎場 所 下関市役所新館5階506会議室
- ◎出席団体 下関市防災士連絡会、下関市保健推進協議会、下関市社会福祉協議会、下関市連合自治会、公立大学法人下関市立大学、下関市連合婦人会
- ◎市出席者 市民部長、市民部理事  
まちづくり政策課課長、同課長補佐、同主査、同主任
- ◎次 第
  - 1 開会
  - 2 議事  
第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案）に対する意見について
  - 3 その他
  - 4 閉会

### 1 開会

議事録作成の上では省略

### 2 議事

第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案）に対する意見について

事務局：（資料1、資料2により、第2回委員会で提示した素案とパブリックコメント実施時の素案との変更点について説明）

今回、パブリックコメントに対する意見等を始めとして、第2次計画（素案）に対する様々なご意見をいただいたが、事務局の案として、7件の意見を最終案に盛り込んだ。できるだけ市民の皆様からのご意見を取り入れていきたいという意向ではあるが、個別の意見をみていくと、推進計画という大きな柱の中に反映させると言うよりも、より具体的な取組内容に言及したものが多く、そのようなご意見については、「交付金事務の手引き」等の各種マニュアルを作

成する際の参考とさせていただきたいと考えている。

中には、すでに本計画案に盛り込んである表現に対する後押しとなるような「更にこういうふうに進捗してほしい」というような意見もあった。そのような意見については、「すでに計画案中に盛り込まれている」という表現で回答している。また、非常に限られた地区に関する個別の意見については、「今後の取組において参考にさせていただく」と回答したものもある。

なお、前回の委員会でいただいた「まちづくりの主体はあくまでも市民であり、まちづくり協議会は市民がやりたいことを実現するための場である。市は、協議会からの要請があった際に適切な支援をする」というご意見から、パブリックコメント実施の際の素案では、計画全編のうち共通する部分4箇所について、この趣旨を強調する内容に修正している。

(資料2に沿って説明)

事務局：(資料3により、素案に対するパブリックコメントの実施結果と市の対応方針(案)について説明)

次に、パブリックコメントの実施結果についてご報告する。実施期間は令和元年11月5日から12月4日までの1か月間。その結果、8人から26件の意見が集まった。意見に対する市の対応方針を、1～5に区分している。いただいた意見のうち、計画案自体の修正が必要なものは該当がなかった。ほとんどの意見については、「計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする」という対応をさせていただく予定にしている。なお、意見内容が本計画に合致しない意見については、あらかじめ結果から除外している。

(資料3に沿って説明)

事務局：(資料4の内容に沿って、計画素案に対するまちづくり協議会からの意見と課の対応方針(案)について説明。)

引き続き、各地区まちづくり協議会からいただいた意見についてご報告する。実施期間は令和元年10月25日から11月20日まで。いただいたご意見は4地区から19件。意見に対する課の対応方針としては、「計画案を修正する」とした意見が1件、「計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする」という対応をさせていただく予定とした意見が14件。

(資料4の内容に沿って説明)

委員長：非常に多岐にわたるご意見をお寄せいただいたのはありがたいこと。市の対応方針も含めて、委員の皆様から何かご意見があれば。

・・・意見等なし・・・

委員長：では、私から思いついたことを何点か述べさせていただきます。

意見に多かった地区設定など組織体制についての要望について。これら組織体制については、現状でも、各地区の工夫次第である程度は融通が利く仕組みにはなっているはずだと思うが、そのことが十分に周知されていないということを表している。実はまちづくり協議会側に相当な裁量権があるはずなのに、「組織体制や地区設定について、行政から押し付けられている」というようなイメージを持たれて、このような意見が多くでてきている印象。「まち協側の裁量で色々に対応できますよ」ということがより伝えられれば、混乱が緩和されるのではないかと。

あと、自治会と協議会との役割分担が不明瞭だという意見についてだが、私はそれについては、活動も似通ったことをしているし、不明瞭なのは当然であると考えている。これについても、「では、ご自分たちのご都合のいいように使い分けたいかがですか」と思う。本当に行政から2つの役割分担をしてほしいのかどうか、疑問に思っている。「この案件についてはまち協で取り組んだほうが楽だね」「あちらの案件については、自治会で取り組んだほうがいいね」という感じで、地域が分担を決めていっていいと思っている。行政側が役割分担をはっきりさせると、地域が混乱するものになるのではないかと。

これらの意見については、「市民やまちづくり協議会側に裁量があること」「裁量があるのだから、検討すれば解決できるのではないですか」ということを、上から物申すのではなく、ケーススタディ的に事例を紹介していくような対応が望まれるのでは。

似たケースで、市職員の派遣や意見聴取への支援が必要という意見についても、これらもまちづくり協議会側に裁量があって、実はやろうと思えば、希望すればできること。実は自分たちで決めていい。自分たちで目標を設定して、そういう手段が必要だと感じられれば、実行すればよいだけの話だし、例えば市職員の派遣についても、じゃあ過去に具体的な希望がでていたのかといえ、そうではないのではないかと。例えば「ワークショップをやりたいので、市民部から職員を派遣してほしい」といった要望を出してきた地区が、これまであったかということ、実はないのではないかと。要求をしたことがないということ自体が、実は必要性のなさを証明しているとも言えなくもない。「意見聴取をしたいがやり方が分からない」というようなお気持ちは分かるが、それは、そうい

った支援を必要とする事業をこれまでできていないという事の証左。厳しい言い方にはなるが、「ではやってみられたらいかがですか」という一言に尽きる。交通支援事業1つをとってみても同様。まちづくり協議会でできるはず。タクシー業者とのやり取りなど、面倒なのは確かだが、やろうと思えばやれる。その上で、財政支援や市職員の派遣が必要ならば、ニーズがあるから支援できますよ、という論理に結びつきやすいと思う。市の回答についてとやかく言うつもりはないが、「ここに書いてある意見はすべてまち協でやれるはずですよ」というのが私の意見。

委員：今委員長が言われたが、提出された意見については、私もほとんどまちづくり協議会でできると思う。出来ない部分を市に支援してもらえれば十分。小学校区の要望等もでていますが、実際に地区割を小さくすれば事務処理が増える。すると、今度は恐らく「人材が足りない」という意見が出てくるはず。市内を17地区に分けると決めたのだから、その中で自由に動けるように各地区で組織体制を整えればいいだけの話。ただ、これらの意見には「実際にどうすればいいのか分からない」という皆さんの思いが表れていると思う。大会等を開催して、いろいろなまちづくり協議会の組織体制や事業活動を知る機会があれば解決につながるのではないかと。

委員：意見の中にも「大会を開催してみても」という意見があった。色々な地区のやり方を学習して、「これは自分の地区に取り入れられる」という機会を得ることが期待できる。

委員：地区によってやり方は違う。先ほどまちづくり協議会と自治会の違いの話が出たが、私から言わせてもらえば、極端に言えばどちらも一緒。せつかくそれぞれの組織があるのだから、地域がそれをどうやって使うかということ。特に小さい自治会はお金を持っていない。そういうところから見ると、まちづくり協議会のお金はありがたい。そこをうまく利用すればいいだけ。人材不足も当然。若い者の参加といってもまず不可能。その中でどうやっていくかを各地区で考えなければ。市から一律にアドバイスを受けても通用しない。そういう考え方をいかに浸透させていくかが今後重要になってくると思う。市職員に対しても同じ。

委員：昨今は、「住民自治」という四文字がいつも目の前にぶら下がっているような気がして、それ自体がかなりプレッシャーになっている。「住民自治の推進」という意味が浸透しないまま、市民は「役所から押し付けられている」という気持ちと「お役所の意向に従わなければいけない」という気持ちの間で混乱しているような状態。

設定地区の見直しについては、「可能」と回答予定とのことだが、実際に中学校区から小学校区へ変更したい旨の要望が出た場合、行政としては対応可能

なのか。

事務局：やはり、原則は中学校区ということになると思う。小学校区となった場合、交付金額に大きな影響が出てくる。小学校区で頭割にすれば、1地区に交付できる金額は、どうしても少なくなってしまう。小学校区で活動出来れば、その地区の状況にあった、きめ細かい活動が出来るということは十分理解しているが。

委員：他市の視察をすると、小学校単位や公民館単位を採用している市町もある。そのような市町の現状から、中学校単位との相違点を改めて整理し、協議会に示してみてもどうか。立上げ当初から未だに地域間の関係がうまくいっていない協議会がある。まずは組織自体がワンチームにならなければ、充実した活動にはつながらない。そのための支援は、行政がしてやらなければならないだろう。

委員：「地区設定の見直しを検討する」ということを、そう積極的に示す必要はないと思う。現在見直しを望んでいる地域であっても、支部制の採用が可能であるということと、具体的な事例を示してやりさえすれば、いくらでも対応できる可能性はある。

事務局：確かに、小学校区への変更を望んでいる地区が、校区ごとに支部制を採用するという方法は考えられる。地区設定の見直しを希望する意見への回答については、「原則は、中学校区とする。対応案として、小学校区を1つの支部とみなした支部制の採用も可能」という内容を盛り込みたい。

委員：私は今回の素案の中で、推進項目(4)人材発掘・人材育成「②行政の人材育成」の中にある「市職員一人ひとりが、地域住民の一人として～」という部分を今後もっともっと浸透させていくことが、本当のまちづくりのサポートにつながると思う。時間はかかると思うが、是非強調してほしい。

委員：まずは職員、そして市民にどうやって意識を持たせるかということが大事なので、そのための施策を充実させるべき。

委員長：大変重要な意見をいただいたと思う。情報交換についても、まちづくり協議会の方々にとっては、市職員が、活動に参加さえしてくれば一番尋ねやすい相手になるのだと思う。活動に参加すれば、職員同士の雑談の中でも、住民の一人として、各地区の情報共有が可能になる。地区間の情報共有の手段として、大会等の開催も有効だと思うが、市職員の日常的な活動への参加、といった方向からの啓蒙も有効だと思う。

最初に「全部まち協で出来るのになんでやらないのか」という言い方をしたが、それはまちづくり協議会に対して厳しい面もある。住民が困ったときに、最初に「ではどうしたらいいと思うか」と相談できる相手が市職員であればいいと思う。そういう窓口として、市職員にいていただくというのはすごくいい

と思う。

あと、範域の問題については、確かに小学校区であるほうがやりやすいのだろうが、協議会は中学校区ですでに設立されている。特に農村部で集落間の仲が悪いのは当然のこと。協力は基本的にはできないと考えたほうがよい。集落間が協力していくためのプラットフォームを作ること自体が大変困難なのだが、今回は、すでにプラットフォームを無理矢理にでも作ってしまっているので、むしろ都合がいいとも捉えられる。例えば今、農事組合法人などでは高齢化が進んでいて、人材が限られているため、専門性の高い会計機能が担保できなくなっている。JAも法人化させて会計部門を一元化させようとしているが、地域間の仲が悪くて進んでいない。なので、最初から一元化させたまちづくり協議会という組織があるのなら、それなりに共存できる体制として、使っていったほうがよい。そこから自治会との色分けが出来てくることもある。個人的には、むしろ今あるものをうまく使いながら、仲間意識を醸成できる体制がつけられればよいと思う。

委員：市職員のサポートについてだが、それはやり方の問題。各地区がいかにか市職員に引っ張り込むか。もう1つは、前回も触れたが、市の体制としてまちづくり協議会の案件で困ったことがあったらなんでもまちづくり政策課に回すような風潮がある。そこは庁内全部局に周知して、主管部門が責任を持って対応するようにしないと。

委員長：では、ほかにご意見がなければ、本日の議事については終わらせていただく。

### 3 その他

事務局：本日の議事について、追加でご意見がありましたら、12月27日までに「意見記入用紙」を提出していただきたい。最終回となる第4回目については、2月5日（水）14時から開催予定。委員会では、第2次推進計画の最終案をお示しする予定にしている。詳細については、あらためてご案内させていただきますので、ぜひご出席をお願いします。

### 4 閉会